

2016年7月29日

「無許諾スキャン事業」に対する当協会の見解

一般社団法人 自然科学書協会

一般社団法人自然科学書協会は、事業者が無許諾で行うスキャン代行行為は著作権法に規定される「私的使用のための複製」には該当しない違法な複製行為であり、著作者、著作権者、出版者の権利や利益を侵害するものであると認識しております。

当協会はそのようなスキャン代行行為には反対し、即刻中止することを求める立場ではありますが、読者の利便性を考慮すると、事業者が権利者や出版者等と複製に係る利用許諾契約を締結する場合はその限りではないと考えます。かかる事業者は複製行為を継続して行う場合、権利者や出版者、あるいは著作権等の管理団体との間で権利侵害が生じない内容で利用許諾契約を締結することを求めるものであります。

なお、事業者が許諾を得ることなくかかる違法複製行為を継続して行う場合、当協会は権利者と連携し、法的な対応を取ることも視野に入れて検討する意向であることを表明します。